

# 少子化対策特別部会（第6回）

平成20年4月9日（水）  
17:00～19:00  
厚生労働省 省議室（9階）

## 議 事 次 第

### ○ 議 事

1. 次世代育成支援に関するサービス・給付の現状と課題①（現物給付）
2. 次世代育成支援に関するサービス・給付の現状と課題②（現金給付）
3. 次世代育成支援に関する費用負担の現状と課題
4. 多様な主体の参画・協働

### [配付資料]

- 資料1-1 次世代育成支援に関するサービス・給付の現状（2）（現金給付）  
資料1-2 次世代育成支援に関するサービス・給付の現状（2）（現金給付）  
（参考資料）
- 資料2 次世代育成支援に関するサービス・給付の費用負担の現状等  
資料3 多様な主体の参画・協働

# 次世代育成支援に関する サービス・給付の現状(2) (現金給付ほか)

## 《説明資料》

### 目 次

#### 《現金給付》

- 1 児童手当【P1】
- 2 出産育児一時金【P2】
- 3 出産手当金【P3】
- 4 育児休業給付【P4】

#### 《前回委員よりお求めのあった資料》

幼稚園【P5】

# 次世代育成支援に関する現金給付

## 1 児童手当

※便宜上、都道府県は「県」と、市町村は「市」と表記

### (1) 給付の概要

#### ① 給付内容

小学校修了前の児童を養育する者に対して、以下の手当を支給するもの。

《0～3歳未満》 1人につき10000円/月

《3歳～小学校修了前》 第1子・第2子:1人につき5000円/月、 第3子以降:1人につき10000円/月

※所得制限あり(サラリーマンの片働き夫婦+子ども2人の4人世帯の場合860万円未満(収入ベース))

#### ② 給付状況

支給対象児童数:約1,300万人(平成20年度予算ベース) ※支給対象年齢児童の約90%をカバー

### (2) 給付の仕組み(手続)

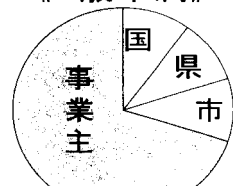
○ 住所地の市町村の認定に基づき、当該市町村が支給。(※公務員は、所属庁の認定に基づき、当該所属庁が支給)

### (3) 費用負担の概要

#### ① 費用負担割合

被 用 者

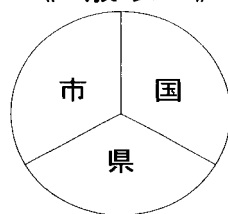
《3歳未満》



【国・県・市各1/10、  
事業主7/10】

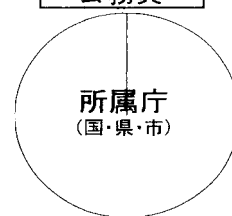
※特例給付は事業主10/10

《3歳以上》



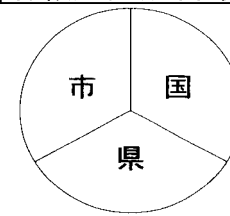
【国・県・市各1/3】

公務員



【所属庁10/10】

非被用者(自営等)



【国・県・市各1/3】

#### 給付額

約1兆300億円 (平成20年度予算ベース)

## 2 出産育児一時金

### (1) 給付の概要

#### ① 給付内容

健康保険等の被用者保険の被保険者又はその被扶養者、国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産費用の負担の軽減を図るため、医療保険者から1児につき35万円(※)を支給するもの。

※国民健康保険においては、条例で定めるところによる(およそ35万円)。

#### ② 給付状況

約110万件(平成16年度実績)

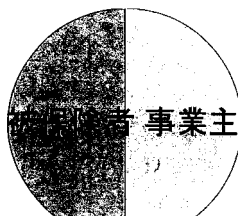
### (2) 給付の仕組み(手続)

○ 被保険者が、医療保険者に給付を申請(①被保険者本人が受領する方式、②医療機関が本人に代わって受領し、出産費用と相殺する方式(受取代理)を選択。)

### (3) 費用負担の概要

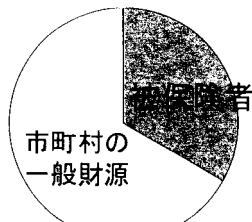
#### ① 費用負担割合

被用者保険



【事業主1/2、被保険者1/2】

国民健康保険



【被保険者1/3、市町村の一般財源2/3】

※組合管掌健康保険においては、事業主の負担割合を増加することが可能。

#### ② 給付額

約3500億円(平成16年度実績)

### 3 出産手当金

#### (1) 給付の概要

##### ① 給付内容

健康保険等の被用者保険の被保険者が、出産のため会社を休み、事業主から報酬を受けられない場合に、産前6週間～産後8週間の範囲内で会社を休んだ期間、標準報酬日額の3分の2に相当する額を医療保険者から支給するもの。

##### ② 給付状況

約20万件(平成16年度実績)

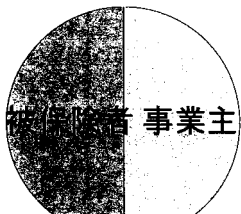
#### (2) 給付の仕組み(手続)

- 被保険者が、医療保険者に給付を申請。

#### (3) 費用負担の概要

##### ① 費用負担割合

被用者保険



【事業主1/2、被保険者1/2】

- ※ 組合管掌健康保険においては、事業主の負担割合を増加することが可能。
- ※ 政府管掌健康保険においては、給付費の13%を国庫補助。

##### ② 給付額

約900億円(平成16年度実績)

## 4 育児休業給付

### (1) 給付の概要

#### ① 給付内容

雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に、休業開始前賃金の50%(※)を支給するもの。

※30%相当額を休業期間中に、20%相当額(平成21年度末までの暫定措置。本則では10%相当額)を職場復帰6ヶ月後に支給

#### ② 給付状況

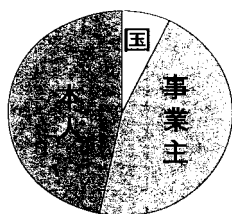
約13万人(平成18年度実績)

### (2) 給付の仕組み(手続)

- 被保険者(事業主を通じた申請可)が公共職業安定所に申請。

### (3) 費用負担の概要

#### ① 費用負担割合



【国1/8、保険料(労使折半)7/8】

※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)

#### ② 給付額

約1300億円(平成20年度予算ベース)

※なお、雇用保険による育児休業給付のほか、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合による相当する給付有り。

## 5 幼稚園（※前回委員よりお求めのあった資料）

### (1) 給付の概要

#### ① 内容

満3歳から就学前の児童に対し、教育を行う施設。（1日4時間を標準、開設日数39週以上（春夏冬休み有り）  
（※なお、公立幼稚園の47%、私立幼稚園の88%において預かり保育を実施。（平成19年6月1日現在））

#### ② 実施箇所数・利用者数

《実施箇所数》約13,700箇所（公立：私立 = おおむね 4：6）  
《就園児童数》約170万人（公立：私立 = おおむね 2：8）（平成19年5月1日現在）

### (2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※設置主体（学校法人、地方公共団体等）の判断）

### (3) 基盤整備

#### ① 基盤整備に関する枠組み

特になし

#### ② 施設整備補助

■ 公立幼稚園 「安全・安心な学校づくり交付金」による補助有り。

《国庫補助単価》（例）鉄筋コンクリート造 146,000円/㎡

《費用負担》 国1/3以内、設置地方公共団体2/3

■ 私立幼稚園 「私立幼稚園施設整備費補助金」による補助有り。

《国庫補助対象》 学校法人、社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の幼稚園部分）

《国庫補助単価》（例）鉄筋コンクリート造 146,000円/㎡

《費用負担》 国1/3以内、設置者2/3

### (4) 事業開始規制等

- ① 市町村が設置する場合 ……都道府県の教育委員会の認可
- ② 学校法人が設置する場合 ……都道府県知事の認可

## (5) 利用の仕組み(手続)

- 就園を希望する保護者が、直接、幼稚園に対して入園を申込み。
- 保育料は、幼稚園毎に設定。(所得に応じて就園奨励費を助成)

## (6) サービスの質の確保に関する仕組み

- ① 人員配置(幼稚園設置基準)  
1学級35人以下(幼稚園教諭1:幼児35)
- ② 施設設備(幼稚園設置基準)  
運動場、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料水用設備等
- ③ その他  
「幼稚園教育要領」に基づいて、幼児の発達に応じた教育を提供。

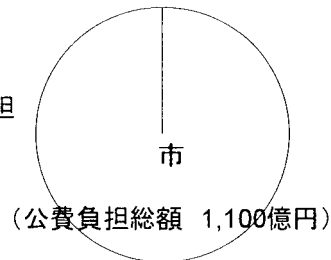
## (7) 費用負担(運営費)

### ① 公費負担割合

#### 公立幼稚園

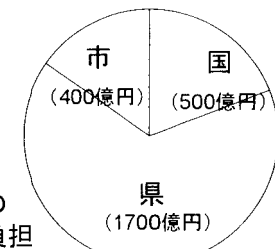
市町村等の設置者による負担

※就園奨励費による公費負担(国)を含む



#### 私立幼稚園

- ① 私学助成による公費負担  
都道府県が設置者に対して行う助成に対して、国が予算の範囲内において補助
- ② 就園奨励費による公費負担  
市区町村が保護者に対して行う保育料等の軽減に対し、国が1/3(特別区等1/4)を公費負担



(公費負担総額 2,600億円)  
(※平成19年度予算ベース)

### ② 費用額

費用額(全体):約7000億円

公費負担総額:約3700億円(H19年度予算ベース) ※残余(約3200億円)は利用者負担

※端数処理(四捨五入)のため必ずしも合計が一致していない

## (8) その他

- 平成18年10月より、幼稚園、保育所等のうち、①教育及び保育を一体的に提供し、②地域における子育て支援を実施する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が開始。
- 認定こども園に対する財政措置は、保育所及び幼稚園に係る補助制度を組み合わせ。



第6回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年4月9日	資料1-2
--------------------------------------	-------

# 次世代育成支援に関する サービス・給付の現状(2) (現金給付<sup>ほか</sup>)

## 《参考資料》

### 目次

- ・児童手当関係【P1】
- ・育児休業制度関係【P4】
- ・幼稚園関係【P8】

# 児童手当制度の主な沿革 ①

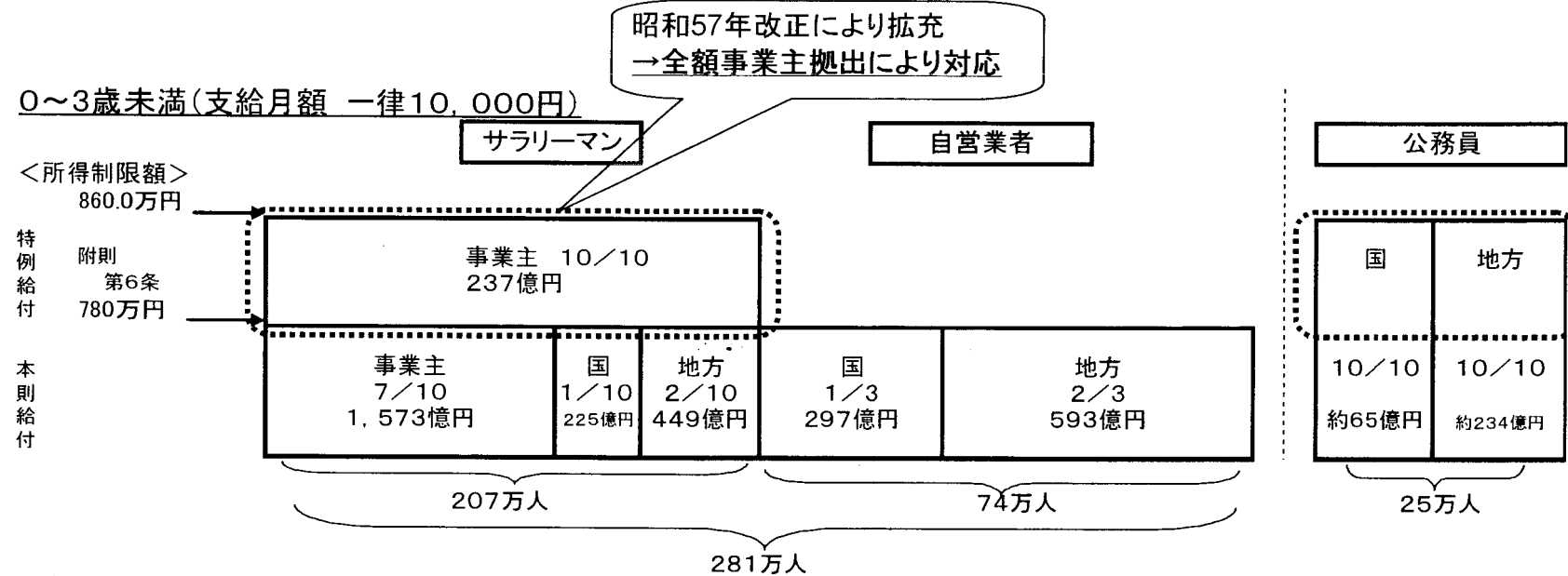
年	沿革、改正経過	支給対象児童		手当月額	給付総額
昭和47年	制度発足 第3子以降を対象 義務教育終了前	義務教育 終了前	第3子以降	昭和50年から5,000円	1,690億円 (昭和51年度)
昭和57年	特例給付の導入(行財政改革に伴う所得制限の強化に対応) 特例給付財源は全額事業主拠出			〔発足当初 3,000円〕 〔S49.10~50.9 4,000円〕	1,659億円 (昭和57年度)
昭和61年	第2子以降に拡大 義務教育就学前に重点化	義務教育 就学前	第2子以降	第2子 2,500円 第3子以降 5,000円	1,485億円 (昭和63年度)
平成 4年	第1子まで拡大 3歳未満に重点化 手当月額倍増	3歳未満	第1子以降	第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	1,709億円 (平成6年度)
平成12年	義務教育就学前まで拡大 拡大分の児童に係る給付の財源 全額公費	義務教育 就学前			4,036億円 (平成13年度)
平成13年	所得制限を緩和 支給率を大幅に引上げ (72.5%→85%)				4,298億円 (平成14年度)
平成16年	小学校第3学年修了前まで拡大 拡大分の児童に係る給付の財源 全額公費	小学校 第3学年 修了前			6,249億円 (平成17年度)
平成18年	小学校(第6学年)修了前まで拡大 所得制限を緩和 (85%→90%) 対象年齢拡大分の児童に係る給付の財源 全額公費	小学校 修了前			9,018億円 (平成18年度予算) (満年度ベース)
平成19年	3歳未満児(第1子、第2子)の手当月額を引上げ(乳幼児加算) 乳幼児加算の財源 3歳未満児の費用負担割合により負担				第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円 (3歳未満児は第1子 から10,000円)

※給付総額は平成17年度まで実績額

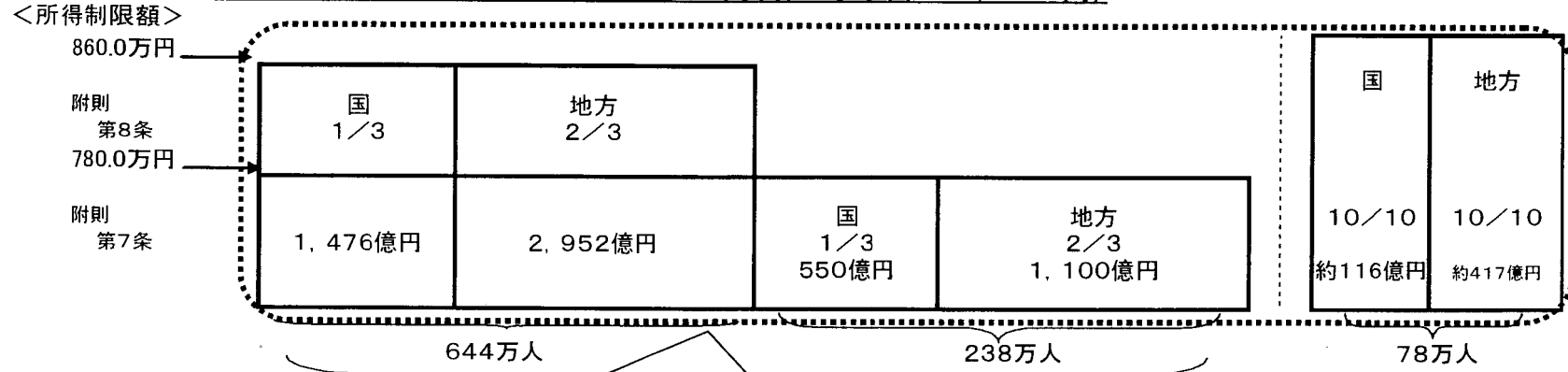
# 児童手当制度の主な沿革 ②

(※費用負担額等は平成20年度予算ベース)

0～3歳未満(支給月額 一律10,000円)



3歳～小学校6年生(支給月額 第1子第2子:5,000円、第3子以降:10,000円)



平成12年・16年・18年改正により支給対象年齢を3歳以上に順次拡大  
→全額公費により対応

## 現行の税制(所得控除)と児童手当

	考え方	現行制度	留意点
税制 (所得控除)	扶養者の担税力の減殺への配慮	扶養控除 ・ 子供 1 人につき38万円控除 (16歳以上23歳未満の子供は63万円)	・ 所得の多寡によって負担 軽減額は異なる (高所得者ほど負担軽減額は 大きい)
児童手当	子育て世帯への財政支援	児童手当 ・ 第1子・第2子 6万円/年 ・ 第3子以上 12万円/年 (小学校終了まで支給、所得制限あり)  (注) 平成19年度より、0~3歳未満の 児童に係る児童手当の額は、一律 年12万円	・ 所得の多寡に関わらず負担 軽減額は一定  ・ 税額の多寡による影響は 受けない

税制調査会第19回企画会合(平成19年10月26日)提出資料を参考に作成

# 育児・介護休業法の概要

## 育児休業・介護休業制度

- 子が1歳(一定の場合は、1歳半)に達するまでの育児休業の権利を保障※
- 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障※

※一定の条件を満たした期間雇用者も取得可能

## 子の看護休暇制度

- 小学校就学前まで、年に5日を限度として看護休暇付与を義務づけ

## 時間外労働の制度

- 小学校入学までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

## 深夜業の制限

- 小学校入学までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業を制限

## 転勤についての配慮

- 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況についての配慮義務

## 勤務時間短縮等の措置

- 子が3歳までに達するまでの子を養育する労働者に対し、次の①～⑥のいずれかの勤務時間短縮等の措置を事業主に義務づけ
  - ①短時間勤務制度
  - ②フレックスタイム制
  - ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
  - ④所定外労働の免除
  - ⑤託児施設の設置運営等
  - ⑥育児休業の制度に準ずる措置
- 3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対しては努力義務。

## 不利益取扱いの禁止

- 育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

# 育児・介護休業法関連の今後の検討課題について

平成19年9月から「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」（座長：東京大学社会科学研究所 佐藤博樹教授）において、以下の課題について検討しているところ。

## 主な検討課題

- 1 育児・介護期の柔軟な働き方の充実
  - (1) 勤務時間短縮等の措置（短時間勤務の取得促進等）
  - (2) 深夜業の免除、時間外労働の制限
  - (3) 子の看護休暇 等

- 2 育児・介護休業のあり方
  - (1) 期間雇用者の休業取得要件の在り方
  - (2) 再度の育児休業取得要件の見直し
  - (3) 介護休業制度の在り方 等

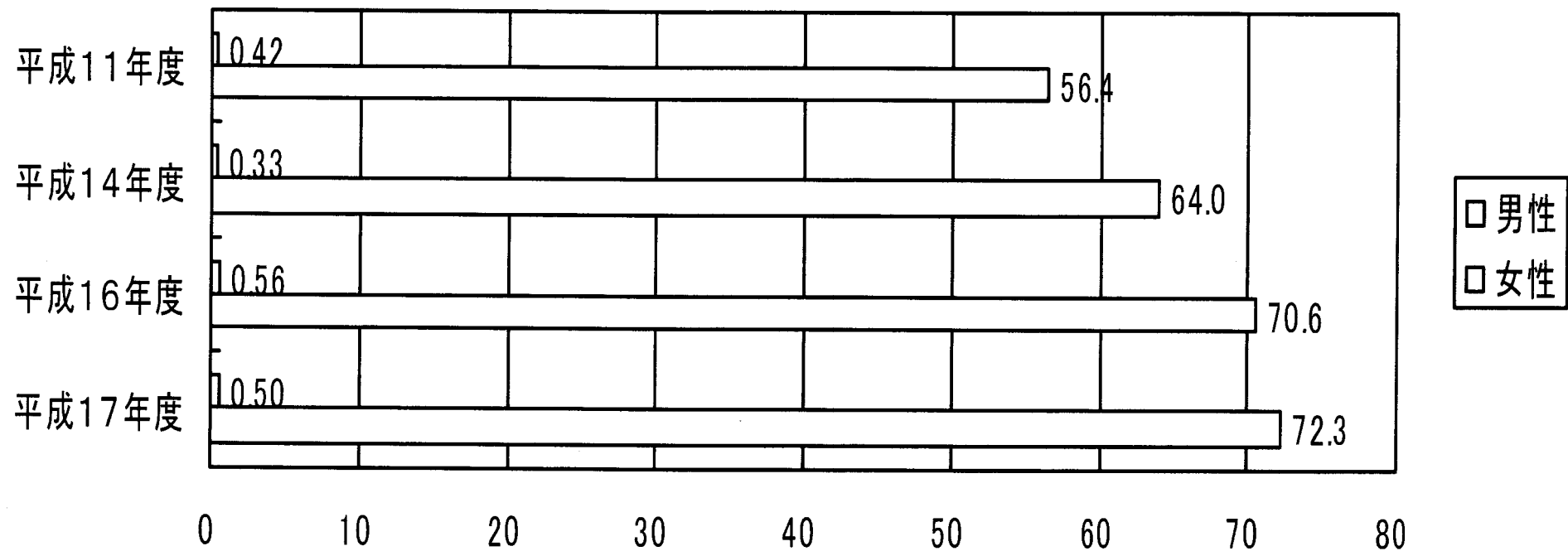
- 3 男性の仕事と家庭の両立の促進
  - 男性の育児休業の取得促進方策 等

4 実効性の確保

5 その他

## 育児休業取得率の推移

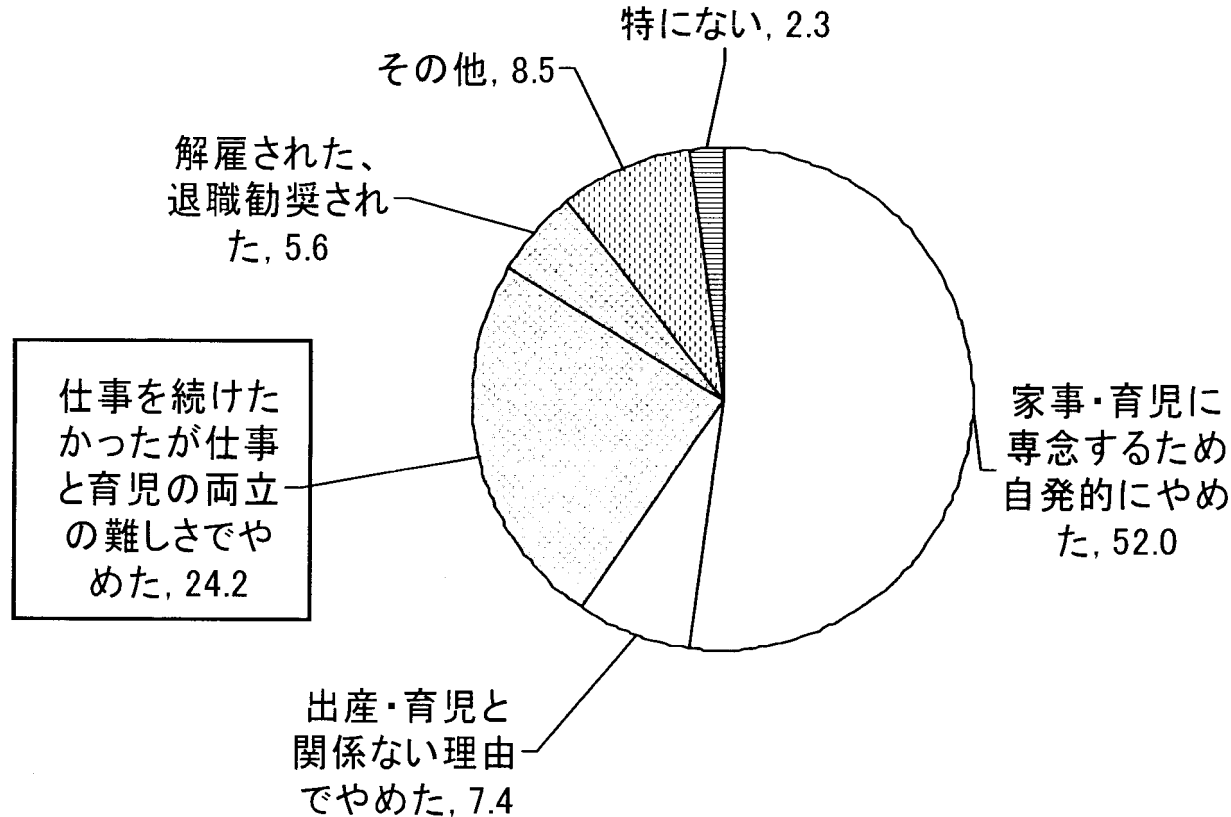
○ 出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者の割合（事業所規模5人以上）



出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年）

## 女性が仕事をやめた理由

○ 「出産1年前には雇用者で現在は無職」で就学前の子どもがいる女性が仕事をやめた理由(n=517)



注) 調査対象は「出産1年前時点で雇用者として勤務していた現在無職の女性で就学前の子どもがいる者」

出典：日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」  
(平成15年)



# 幼稚園による預かり保育の実施状況

(平成19年6月1日現在)

## 1 預かり保育の実施幼稚園数

	平成19年6月1日現在		平成18年6月1日現在		平成9年8月1日現在		平成5年10月1日現在	
公立	2,502	46.5%	2,415	44.6%	330	0	318	5.2%
私立	7,307	88.1%	7,248	87.6%	3,867	0	2,541	29.5%
合計	9,809	71.7%	9,663	70.6%	4,197	0	2,859	19.4%

※実施率は、幼稚園(平成19年度学校基本調査)に占める預かり保育を行っている割合

## 2 預かり保育の実施日数・終了時間 (長期休業期間中以外実施日数・終了時間)

①週当たりの実施日数

(単位:園)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	その他	合計
公立	54	95	53	218	1,327	196	9	536	2,488
	2.2%	3.8%	2.1%	8.7%	53.0%	7.8%	0.4%	21.4%	99.4%
私立	21	45	40	272	5,141	1,650	37	94	7,300
	0.3%	0.6%	0.5%	3.7%	70.4%	22.6%	0.5%	1.3%	99.9%
合計	75	140	93	490	6,468	1,846	46	630	9,788
	0.8%	1.4%	0.9%	5.0%	65.9%	18.8%	0.5%	6.4%	99.8%

※割合は、預かり保育実施園数に占める割合

②預かり保育の終了時間

(単位:園)

	教育時間開始前のみ	午後3時以前	午後3~4時	午後4~5時	午後5~6時	午後6~7時	午後7時を超える	計
公立	25	302	891	419	671	178	2	2,488
	1.0%	12.1%	35.6%	16.7%	26.8%	7.1%	0.1%	99.4%
私立	8	30	292	1,937	3,753	1,218	62	7,300
	0.1%	0.4%	4.0%	26.5%	51.4%	16.7%	0.8%	99.9%
計	33	332	1,183	2,356	4,424	1,396	64	9,788
	0.3%	3.4%	12.1%	24.0%	45.1%	14.2%	0.7%	99.8%

※割合は、預かり保育実施園数に占める割合

## 3 預かり保育受入れ幼児数 (平成19年6月18日(月)~22日(金)の1日当たり平均受入れ幼児数)

延べ人数	公立	私立	計
	24,801	108,692	133,493

# 次世代育成支援に関する費用負担の現状等

## 目次

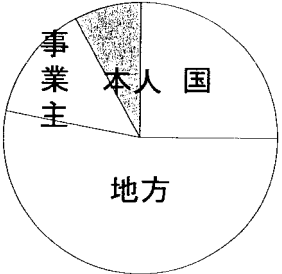
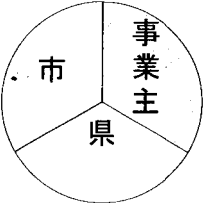
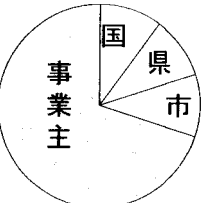
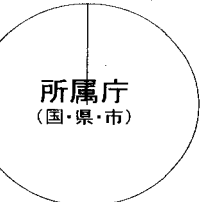
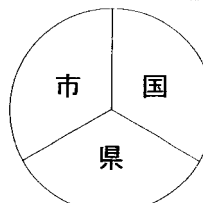
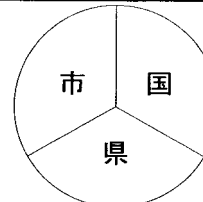
- ・現行制度の費用負担と考え方【P1～】
- ・財源構成の国際比較【P5】
- ・社会保険による次世代育成支援【P6～】
- ・社会保険以外の社会連帯による次世代育成支援【P8～】
- ・各制度の費用負担の現状(事業主負担・地方負担・利用者負担)【P11～】

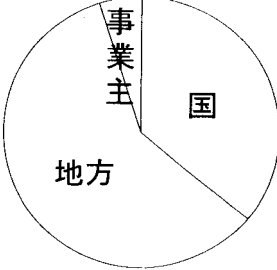
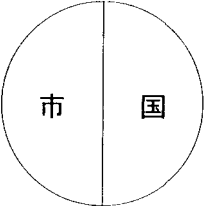
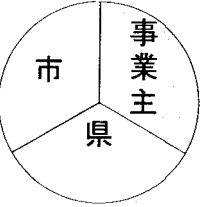
# 次世代育成支援に関する主な給付・サービスの費用負担と考え方

※便宜上、都道府県は「県」と、市町村は「市」と表記

類 型	給付種別	給付額	費用負担
<p><b>I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援</b></p> <p>【I 全体の費用負担内訳(推計)】 約1兆3,100億円 (※右記のほか出産手当金・国共済・地共済の育児休業給付を含む)</p>  <p>■ 国25% ■ 地方54% ■ 事業主11% ■ 本人10% (平成19年度予算ベース)</p>	<p>育児休業給付</p>	<p>約1300億円 ※平成20年度予算ベース</p>	 <p>【国1/8、事業主7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)</p> <p>《費用負担の基本的考え方》 ○ 雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、労働者及び事業主の双方の共同連帯により対処すべき事項であることから、労使折半により負担。 ○ また、保険事故である失業が政府の経済・雇用政策とも無縁ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、一部を国庫負担。(育児休業保険料(労使折半)7/8)給付については、それに準じた取扱い</p>
	<p>保育所</p>	<p>約1兆200億円 ※平成20年度予算ベース ※公立分は一般財源化されているため推計額 ※保護者負担を含めると約1兆7800億円(推計)</p>	 <p>【国1/2、県1/4、市1/4】 【市10/10】</p> <p>《費用負担の基本的考え方》 ○ 保育の実施に要する費用を国・都道府県・市町村が負担。 ○ なお、公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化(三位一体の改革)。</p>
	<p>病児・病後児保育</p>	<p>約80億円 ※平成20年度予算ベース</p>	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p> <p>《費用負担の基本的考え方》 ○ 「児童育成事業」(※)の一つとして補助を実施。</p>
	<p>放課後児童クラブ</p>	<p>約500億円 ※平成20年度予算ベース</p>	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p> <p>《費用負担の基本的考え方》 ○ 「児童育成事業」(※)の一つとして補助を実施。</p>

※ 「児童育成事業」・・・児童手当制度において実施している①育児に関する援助、②児童の健全育成に関する事業。地域住民の福祉に密接につながることにより地方公共団体に一定の負担を求めるとともに、現在及び将来の労働力確保の観点から事業主にも一定の負担を求めている。1

類 型	給付種別	給付額	費 用 負 担
<p>Ⅱ すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス</p> <p>【Ⅱ全体の費用負担内訳(推計)】</p> <p>約2兆5,700億円 (※右記のほか児童扶養手当・出産育児一時金等含む)</p>  <p>■ 国25% ■ 地方53% ■ 事業主14% ■ 本人8%</p> <p>(平成19年度予算ベース)</p>	<p>一時預かり</p>	<p>約80億円 ※平成20年度予算ベース</p>	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p> <div data-bbox="1227 344 2101 448" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《費用負担の基本的考え方》</p> <p>○ 「児童育成事業」(p2)の一つとして補助を実施。</p> </div>
	<p>児童手当</p>	<p>約1兆300億円 ※平成20年度予算ベース</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>被用者(3歳未満)</p>  <p>【国・県・市各1/10、事業主7/10】 ※特例給付は事業主10/10</p> <p>公務員</p>  <p>【所属庁10/10】</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>被用者(3歳以上)</p>  <p>【国・県・市各1/3】</p> <p>非被用者(自営等)</p>  <p>【国・県・市各1/3】</p> </div> </div> <div data-bbox="1496 616 2101 1238" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《費用負担の基本的考え方》</p> <p>○ 児童手当制度は、まず、我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、国が一定の負担を行っている。</p> <p>○ また、地域住民の福祉の増進にも密接につながることから、地方公共団体も一定の負担を行っている。</p> <p>○ さらに、児童の健全育成・資質向上を通じて、将来の労働力確保につながることから、被用者に対する支給分については、事業主も一定の負担を行っている。</p> <p>○ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賄われた経緯から、事業主の負担を求めている。</p> </div>

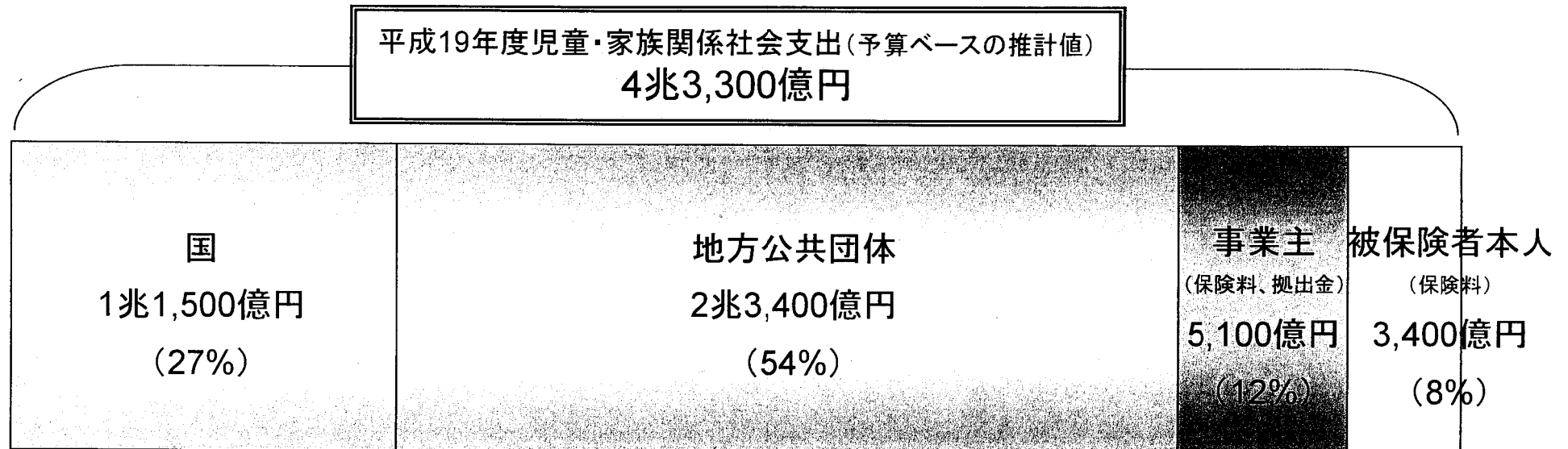
類 型	給付種別	給付額	費 用 負 担	
<p>Ⅲ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組</p> <p>【Ⅲ全体の費用負担内訳(推計)】</p> <p>約4,500億円</p> <p>(※右記のほか社会的養護・障害児支援含む)</p>  <p>■ 国36% ■ 地方59% ■ 事業主5%</p> <p>(平成19年度予算ベース)</p>	<p>全戸訪問</p> <p>—</p> <p>※次世代育成支援対策交付金(事業費ベース750億円)の内数</p>	<p>—</p> <p>※次世代育成支援対策交付金(事業費ベース750億円)の内数</p>	 <p>【国1/2、市1/2】</p>	<p>《費用負担の基本的考え方》</p> <p>○ 次世代法による市町村行動計画に基づく措置の推進の一環として、「次世代育成支援対策交付金」による国庫補助を実施。</p>
<p>地域子育て支援拠点</p> <p>約300億円</p> <p>※平成20年度予算ベース</p>	<p>地域子育て支援拠点</p> <p>約300億円</p> <p>※平成20年度予算ベース</p>	<p>約300億円</p> <p>※平成20年度予算ベース</p>	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p>	<p>《費用負担の基本的考え方》</p> <p>○ 「児童育成事業」(p2)の一つとして補助を実施。</p>

※妊産婦健診については地方財政措置

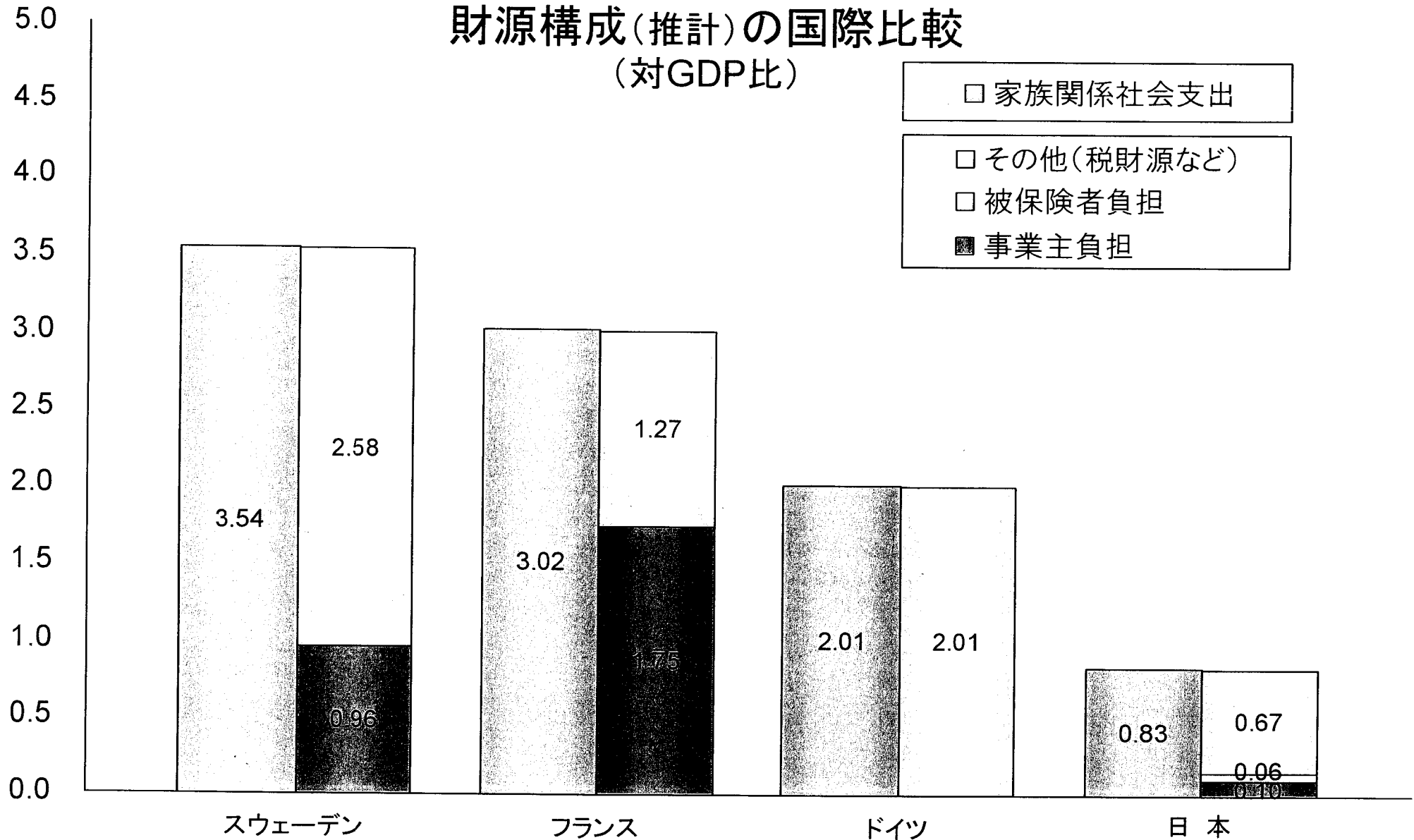
※給付額については、100億円未満のものについては10億円単位で四捨五入、100億円以上のものについては100億円単位で四捨五入している。

## 次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成

- 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。



# 次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の 財源構成(推計)の国際比較 (対GDP比)



2003年度(日本は2007年度予算ベース)

# 社会保険による次世代育成支援の構想例

## ■ 九州地方知事会(『育児費用の社会的支援等に関する研究会報告書』(2004年10月)における構想

### 《社会保険とする趣旨》

- 税財源では、現下の経済情勢では必要な費用を賄うことが困難。社会全体で子育て支援に係る費用を支援すべき

### 《具体的な構想内容》

#### ■ 保険者 ……市町村

(※ ①子育て関係単独の社会保険創設、又は、②介護保険制度へ障害者関係と子育て関係を統合)

#### ■ 被保険者……20歳以上のすべての国民

#### ■ 財源 ……税 + 社会保険料

#### ■ 給付内容

保育(通常保育、延長保育、休日保育等)、地域子育て支援(地域子育て支援拠点等)、母子保健・医療(妊産婦健診助成等)、経済的支援(児童手当等)、社会的養護(児童養護施設等)、教育(幼稚園、高校・大学の奨学金等)

#### ■ 給付方式・利用者負担

- ・ 各市町村が、子どもの出生順、年齢等を参考に、支援の必要度(「要支援度」1～5)を認定。
- ・ 要支援度ごとの給付限度額を設定する等により、1人当たりの受給量の均衡を図る。
- ・ 利用者負担に関しては、受益者負担を原則(1割etcの定率負担を念頭)。



# 社会保険による次世代育成支援に関する主な議論

- 次世代育成支援関連の給付を、社会保険の対象とし、妊娠・出産・子育てを給付原因となる保険事故とする場合、以下のような議論(利点・課題等)がある。

## 【社会保険による場合の利点等】

- 社会全体、幅広い層の国民で費用を負担できる。
- 負担と給付の関係が見えやすく、給付の増大に対応した負担増について合意が比較的得やすい。
- 所得水準に応じたきめ細かい負担の設定が可能。
- 所得水準に応じた給付が可能。(ex育児休業給付)

## 【社会保険による場合の課題等】

- 出産・子育ては、親の選択・裁量によるものであり、いわゆる「保険事故」としてなじまないのではないか。
- 子を持つ意思のない者や、高齢者など、給付を受ける可能性がない又は低い者も多数存在し、そうした者から保険料として負担を求めることに妥当性や納得性があるかどうか。
- 我が国の社会保険制度は、負担を行わない者に対して、一定の給付制限を行うのが一般的であるが、次世代育成支援においては、親の未納に対して子に不利益が及ぶ点をどう考えるか。
- 保険料徴収に関する課題

※「保険事故」…生活のための所得を減少もしくは喪失させる事故、またはその所得をもってしては賄いきれないような失費を発生させる事故であり、その発生が保険給付を行う原因となるもの。その発生が偶然であること(発生の可能性は推察されるが、その発生の態様あるいは発生の時期について予測しえないものであることを必要とする。)

# 社会保険以外の社会連帯による次世代育成支援の例

## － フランスの全国家族手当金庫による家族政策の展開 －

- フランスにおいては、次世代育成支援に関する施策を「全国家族手当金庫」を中心に運営。
- その特色としては、
  - ① 国・事業主・個人といった各主体の拠出により社会全体で費用を支えている
  - ② 運営が、行政の一方的意思ではなく、運営機関(「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」)との合意に基礎を置く「契約」により定められている
  - ③ 運営機関(「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」)には、事業主・被保険者(個人)等の関係者代表を構成員とする「理事会」が置かれ、意思決定・執行を行っている点が挙げられる。

### 1. 運営

- 「国」(政府)と「全国家族手当金庫」の間で、複数年(最低3年)の「目標・運営協定」を締結。

#### 《「目標・運営協定」の内容》

- ・ 給付・サービス、質の改善に関する目標
  - ・ 拠出金(事業主)、一般社会拠出金(個人)の徴収に関する目標
  - ・ 協約の変更手続、評価に関する手続
- 等

- 「全国家族手当金庫」と「家族手当金庫」(各県1～2箇所)の間においても、「運営契約」を締結。  
(各種現金給付については、「運営契約」に基づき各県の「家族手当金庫」が各家族に対し支給。)
- 各県の「家族手当金庫」と「自治体」の間においても、「子ども契約」を締結。  
(保育施設の整備・運営に関しては、「子ども契約」に基づき、各県の「家族手当金庫」から「自治体」を通じ、各家族と保育施設に対し、補助が行われる。)

## 2. 意思決定機構

- 「全国家族手当金庫」、各県の「家族手当金庫」のいずれにも、事業主・被保険者その他の関係者代表から構成される「理事会」が置かれ、「理事会」を最高意思決定機関・執行機関として運営。

## 3. 事業内容

### (1) 法定給付

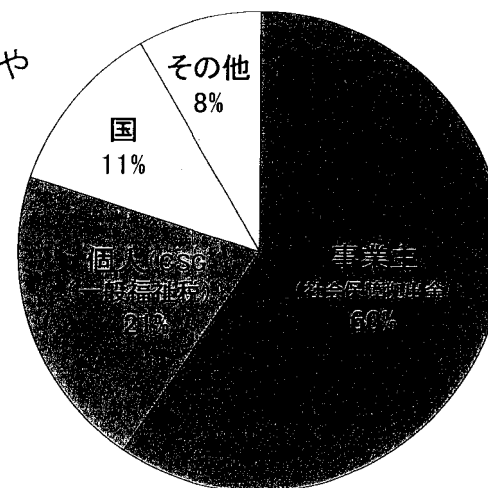
- 各県の「家族手当金庫」が法定給付を各家族に対し支給。(主なものは、乳幼児迎え入れ手当(休業中の所得保障・保育費用補助))

### (2) 社会的事業

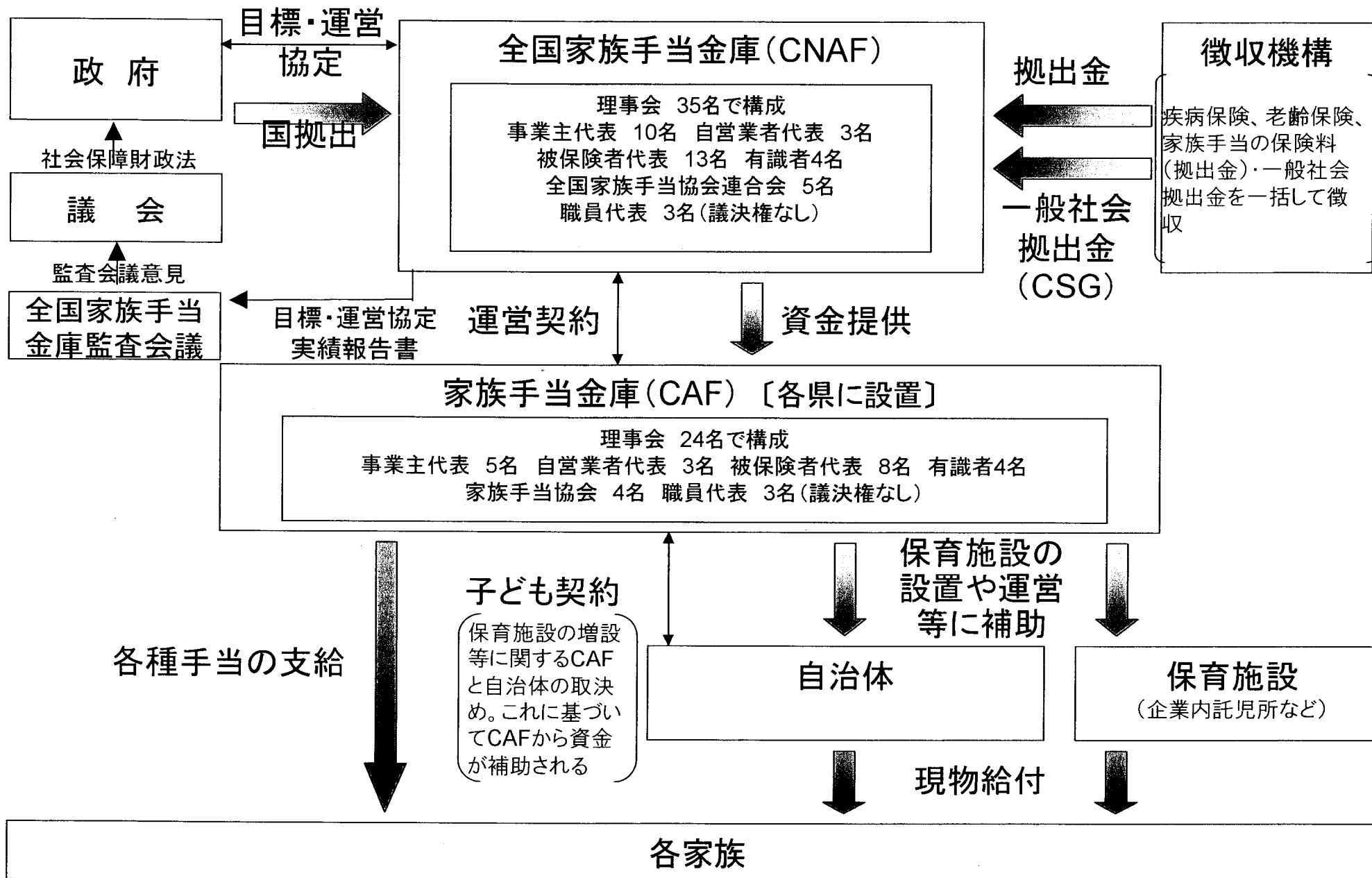
- 各県の「家族手当金庫」が自治体を通じ、各種保育施設の施設整備費、運営費に対する補助等を実施。

## 4. 財源構成

- ① 社会保障拠出金・・・事業主が賃金の5.4%相当を拠出。(徴収は、他の社会保険料や一般福祉税(CSG)と一括して専門機関(社会保障・家族手当掛金回収連合)が徴収。)
- ② 一般福祉税(CSG)・・・個人の所得に課せられる社会保障目的税(7.5%)。(うち、全国家族手当金庫相当分は1.1%。)
- ③ 国庫からの拠出金
- ④ その他(一般福祉税(CSG)以外の税など)



# フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



# 各制度の費用負担の現状①

## －事業主負担の考え方－

- 医療・年金・介護等の各制度の考え方を見ると、おおむね①給付が直接・間接に事業主の利益につながる  
こと、②事業主の社会的責任等の観点から、事業主負担を求めている。

制度	事業主負担の割合の経緯	事業主負担の考え方
政府管掌 健康保険	制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし	被用者は健康保険に加入することにより、疾病又は負傷の不安が解消され、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面</u> を有し、また、被用者の健康保持や速やかな傷病からの回復が労働能率の増進等をもたらすこととなり <u>事業主にも利益が有る</u> などの考え方によるもの。その負担割合については、事業主及び労働者が均等の負担を行うことにより、保険運営を円滑公平に行うことを意図した外国の立法例の考え方を参考にしたこと等による。
組合管掌 健康保険	制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後変更なし。ただし、規約で定めるところにより、事業主の負担割合を増加させることが可能。	原則労使折半としている部分については政府管掌健康保険（政管）と同じ。なお、健保組合の自主的な運営や事業主による福利厚生の上昇の観点から、規約に定める場合には事業主の負担割合を増加することができることとしている。
厚生年金	制度発足時（昭和17年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし	被用者は厚生年金に加入することにより、老齢、障害等の不安を解消し、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面</u> を有することから、事業主も被用者とともに保険料を共同して負担することとされ、その負担割合については、それぞれ2分の1ずつとされたものである。

雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失業等給付に係る保険料率 失業保険制度発足時（昭和22年）労使折半（負担割合 1/2）以後、変更なし</li> <li>・雇用保険三事業に係る保険料率 雇用保険制度発足時（昭和50年）全額事業主負担以後、変更なし</li> </ul>	<p>雇用保険の主たる事業である失業等給付に要する費用については、<u>保険事故である失業が労働者及び事業主の双方の共同連帯によって対処すべき事項</u>であるため、事業主と被保険者とが折半して負担をしている。</p> <p>また、附帯事業として行われている雇用保険三事業に要する費用については、雇用上の諸問題は、我が国の雇用賃金慣行や企業行動に起因するところが多く、かつ個別企業の努力によっては解決が困難なものであることから、事業主の共同連帯によって対処することにより事業主の社会的責任の一端を果たすとの考え方から、事業主のみの負担としている。</p>
児童手当	<p>制度発足時（昭和47年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者に対する給付の 7/10</li> <li>・非被用者に対する給付は全額公費負担</li> </ul> <p>昭和57年改正時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者について特例給付を創設 負担割合は 10/10</li> </ul> <p>平成12年・平成16年改正時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳以上の児童に対する給付等につき公費負担により支給範囲を拡大</li> </ul>	<p>児童手当制度は<u>将来における労働力の維持、確保につながり</u>、事業主の立場に密接に結びつくものであるため、事業主にも応分の負担を求めている。</p>
介護保険	<p>第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護保険料は、労使折半が原則。ただし、健康保険組合の場合の保険料は、健康保険法第75条で定めるとおり、健康保険組合ごとに決めることが可能。</p>	<p>制度創設により介護サービスの充実が図られ、傷病の重度化の防止等、<u>従業員の離退職の防止等が期待されること</u>、老人医療から介護保険への移行により老人保健拠出金の<u>事業主負担が軽減されること</u>、<u>企業も社会的責任を有していること</u>などの考え方によるもの。その負担割合については、第2号被保険者の介護保険料は医療保険に上乗せで徴収されており、医療保険各法の規定に基づき算定されることによる。</p>

【第11回「社会保障の在り方に関する懇談会」(平成17年7月26日)資料より抜粋】

## 各制度の費用負担の現状②

### －市町村に対する財政支援の状況－

○ 市町村が主たる実施主体である各制度において、市町村の一般財源以外の財源(特定財源)による財政支援が行われている。

制 度	市町村の一般財源以外の財源(特定財源)が占める割合
保育所	私立・・・75%【市町村負担25%】      公立・・・0%【市町村負担100%】
児童育成事業	66%【市町村負担33%、事業主負担33%、都道府県負担33%】
次世代育成支援対策交付金事業	50%【市町村負担50%、国庫負担50%】
国民健康保険	100%【市町村負担0%、保険料50%、国庫負担43%、都道府県負担7%】 (※医療給付費から前期高齢者交付金を除いた額に占める割合の概観。詳細にみると、保険財政安定のため、国・都道府県・市町村はさらに公費負担を行っている。)
介護保険	87.5%【市町村負担12.5%、保険料50%、国庫負担25%、都道府県負担12.5%】 (※居宅給付費の場合。施設等給付費の場合は、国庫負担が20%、都道府県負担が17.5%)
障害者自立支援法 (障害福祉サービス費等)	75%【市町村負担25%、国庫負担50%、都道府県負担25%】

## 次世代育成支援に関する利用者負担の現状 (保育所の場合)

- 次世代育成支援に関する各サービスの利用者負担は、国の基準等を参考として、各市町村又は実施機関において定めるものとなっており、制度上、全国統一的に定まっているわけではない。
- 保育所について、国の基準等から推計した利用者負担額をみると、以下のとおり。

### 【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
0歳児	17.3万円	3.5万円	13.8万円	2 : 8
1・2歳児	10.3万円	3.5万円	6.8万円	3 : 7
3歳児	5万円	2.8万円	2.2万円	6 : 4
4歳以上児	4.3万円	2.6万円	1.7万円	6 : 4

### 【保育所】(総額)

費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
1兆7800億円	7600億円	1兆200億円	4 : 6

※平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出



第6回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料3
平成20年4月9日	

# 多様な主体の参画・協働

# 多様な主体の参画・協働による子育て支援事例

○多様な主体の参画・協働による取組としては、計画・施策の企画立案・点検・評価への子育て団体等の参画、行政から団体への事業委託、団体等への助成など、多様な形があり得るが、協働による事業実施としては、以下のような取組例もある。

取組事例	みえ次世代育成応援企業等マッチングシステム（三重県）	父親の子育て参加促進事業（埼玉県） （「お父さん応援講座」の実施）
取組の概要	「みえ次世代育成応援ネットワーク（インターネット上の情報交換等のネットワーク；平成18年6月～）」会員企業・団体を中心に、企業から使わなくなった備品や事務用品を提供してもらい、子育て支援団体に斡旋したり、場所の貸出や人材の紹介等、会員間で物とサービスのやりとりをネット上で行うシステム。 （平成19年9月から実施）	多くの父親にとって身近な場所である職場において同僚とともに、子育ての楽しさを実感し、具体的に活用できる地域の社会資源などを学ぶ、「お父さん応援講座」を実施し、父親の子育て参加を進める。（平成19年度から実施） （実施の流れ） 企業等→県に申込→県が実施主体（NPO法人）と調整 →NPO法人が企業等に出向いて講座を実施
取組のきっかけ	○あるクラフトメーカーが製品とならない素材（紙）を保育園へ提供し活用していた事例があり、その動きが子育て支援センターや他の保育園へと広がっていったことがきっかけとなった。	○父親の子育て参加を促進する事業の実施にあたり、事業案について民間団体から企画提案を公募し、採用したものの。
関わり方	行政	○ネットワークの運営管理、事業の広報、企業・団体等への働きかけ
	企業等	○物・サービスの提供（備品、事務用品等が中心）
	NPO法人等	○サービスの提供（子育て支援団体による、イベント等での子どもダンスの披露や出前子育て相談の実施など）
実績	○約600企業・団体が参画 ○マッチング実績（平成19年9月～2月） ・事務用品を中心に24件、サービスについては未把握	○民間事業者4社+県庁
効果	○中小企業にも取り組みやすい地域貢献の仕組みを作ることで、地元企業と子育て支援団体の交流が生まれた。	○企業・事業所で実施することにより、仕事に忙しい父親も参加でき、父親の子育てへの参加意識を高め、職場でのワークライフバランスを進めることができた。 ○実施企業からは継続して開催する方向で検討中との声もある。
今後の方向性	○事業のさらなる周知 ○県内の子育てサークルやNPO法人には、インターネットにつながる環境が整っていないところも多く、紙ベースでの広報や対応が重要。 ○提供企業の開拓（具体的に提供する物やサービスの確保）	○企業では、従業員の父親としての子育て支援となると関心があまり高くないのが現状。事業のさらなる広報とあわせ、県庁職員が企業を直接訪問して、事業のPRを進めていくなど地道な取組が重要。

取組事例	子育て総合支援センター事業（徳島県）	子育てネットの運営・マップづくり（三鷹市）	
取組の概要	徳島県子育て総合支援センター“みらい”（平成18年11月に徳島県男女共同参画交流センター内に開設）では、子育て関係組織等の取り組みを総合的にコーディネートするとともに、関係機関等の連携推進や人材育成、子育て支援情報の集積・発信、相談事業の実施等、地域における子育て支援活動を積極的に支援	「みたか子育てネット」（ネットワーク上で、様々な子育て情報の紹介や子育て相談を行っているサイト）の運営や、「三鷹おでかけマップ」（乳幼児の保護者を対象にした市内まちあるきマップ）の作成を企業やNPO法人と協働して実施。	
取組のきっかけ	○子育て家庭の支援に向けて、市町村・NPO・子育てサークル等の組織が活動を展開する中、さらなる利便性と相互の連携強化を図ることにより、地域の子育て機能の総合力を高め、次世代育成支援を推進することを目的に開設	○第3セクターである（株）まちづくり三鷹を設立し、地域振興を進めてきた中で、子育て中のママが活動母体となっているNPO法人と関わりを持ったこと。より市民に近いところで運営をすることが、市民との距離感を縮めるとの思い。	
関わり方	行政 （市町村）○子育て支援機関等連携推進会議への参画や情報提供 （県）○子育て支援機関等連携推進会議の開催 ○情報集積・発信 ○地域の子育て支援に関わる人材活用や養成事業の実施 ○子育て支援活動者に向けた相談事業の実施	○掲載コンテンツの決定 ○ネットを通じて寄せられた質問に対する回答等 ○マップの編集・発行については行政とNPO法人が協働	
	企業等	○児童養護施設や保育所を運営する社会福祉法人が子育て支援機関等連携推進会議に参画し、活動紹介や提案を行う。 ○企業と連携した子育て支援の取り組みが今後の課題である。	○サイト全般の管理運営
	NPO法人等	○子育て支援機関等連携推進会議に参画し、活動紹介や提案を行う。 ○子育てサークル等に出向き活動支援（子育て応援の匠派遣事業）	○子育てネットのコンテンツ更新など運営全般 ○マップの取材、編集
実績	○子育て支援機関等連携推進会議を県域4ブロックで開催 ○ニュースレターの発行○医師等の有資格者や子育て支援活動の実践者を「子育て応援の匠」として登録・派遣する。○ボランティア養成講座の開催や養成講座修了者の登録○子育てサークル支援研修を実施○相談事業の実施○研修室や託児室等の設備を有する男女共同参画交流センターの特性を活かした共催事業の実施	○子育てネットの年間アクセス数約450,000件 ○マップについては、毎年度5～6千部を発行	
効果	○子育て支援機関の連携推進 ○子育て支援活動者の情報交流 ○人材育成	○コンテンツについては、母親の視点でまとめたものや母親同士、双方向で得られる情報等を中心にまとめられており、特に子育てネットは、24時間いつでも欲しい情報にアクセスでき、実用性が高いとの評価を受けている。 URL <a href="http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/">http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/</a>	
今後の方向性	○事業のPR等を進め、子育て支援関係者のセンター事業活用の拡大を図る。 ○さまざまな子育て支援活動のネットワークづくりや支援事業を進め、地域での子育て支援活動がより広がりをもち、充実したものとなるようコーディネート、支援を行っていく。	○情報提供のみならず、保育士など専門家が地域（住民協議会が管理するコミュニティセンター）に出向き、出前型の親子ひろば事業を展開することや、協働センターを中心に、子育てNPOとの定期的な情報交換会を実施するなど、協働の展開をさらに進めている。	